



### 移住促進住宅建設設計事業について

本事業は、来年度に建設工事を行う予定でしたが、台風第19号の被害により、道路等のインフラ復旧を優先するため、移住促進住宅建設工事を先送りにします。

現在では、近隣住民の方々からのご意見に基づいて設計事業者と最終調整ができ、近隣住民の方々にも最終確認を行っています。

その後、資料としてまとめ、奥沢下区の皆様に本事業の今後について説明会を実施する予定です。

問合せ 企画財政課 地域政策担当 ☎82-1254



### 令和2年4月からスプレー缶等の出し方が変わります

昨今、スプレー缶の内容物が原因による爆発火災事故が全国各地で発生しており、小川地区衛生組合管内（小川町、嵐山町、滑川町、ときがわ町、東秩父村）においても年間数回のごみ収集車火災事故が発生しております。このため、スプレー缶の出し方が下記のとおり変更になります。

- ①中身を使い切り、可能な限りフタ、キャップ、ラベルは取り外してから出してください。
- ②穴はあけずに出すことができます。
- ③ビニール袋等には入れずスプレー缶専用カゴに直接入れてください。
- ④プラスチック製であっても、火気厳禁や高温注意等と書いてあればスプレー缶として出してください。
- ⑤スプレー缶は絶対にほかのごみ等に混入させないでください。火災、爆発事故の原因になります。
- ⑥フロンが入ったものは回収できません。
- ⑦中身を使い切ることが困難な場合は、保健衛生課へお問合せください。

現在、第1火曜日の「金属類」の日に収集していますが、令和2年4月以降は第2火曜日に「スプレー缶等」として収集します。

なお、令和2年4月より開始となるので、令和2年1月から令和2年3月までの間は従来通り、風通しの良い屋外等にて穴開けしたスプレー缶を「金属類」収集日に出してください。

令和2年4月以降、スプレー缶の収集日以外（金属類、缶類の収集日等）にスプレー缶が混入してしまうと、ごみ収集車及び処理施設での火災、爆発事故の原因となり大変危険ですので必ず決められた収集日に、上記方法を厳守のうえ出してください。

ご理解、ご協力をお願いします。

問合せ 保健衛生課 ☎82-1777



### 秩父税務署からのお知らせ

- ①平成31年4月1日以後の申告書の提出の際、「源泉徴収票等」の添付が不要となりました。

【添付が不要となる主な書類】

- 給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票
- 上場株式配当等の支払通知書
- 特定口座年間取引報告書 など

◇ご注意ください！！

◎税務署・市役所（役場）などで確定申告を作成する場合には、源泉徴収票等が必要ですので、忘れずにお持ちください。

- ②スマホでラクラク確定申告

令和元年分確定申告から（令和2年1月から）は、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が大幅に広がります！

医療費控除やふるさと納税（寄附金控除）をはじめ全ての所得控除（配偶者控除や扶養控除など）に対応するなど、たくさんの方の申告が、ますますカンタン・便利になります！

なお、ご利用いただくためには、税務署にてID・パスワードの取得が必要となります。

- ・申告者ご本人の運転免許証などの本人確認書類が必要です。
- ・お手続きは、約5分で終了します。

◎ご不明の点につきましては、税務署にお気軽にお問合せください。

秩父税務署 個人課税部門 ☎0494-22-4433（代表）

※自動応答音声による案内がございますので、「2」番を選択してください。